

審議会等の名称

伊勢崎市景観審議会

機関の概要

設置年月日	平成20年4月1日		
設置の根拠法令等	伊勢崎市景観まちづくり条例、伊勢崎市景観まちづくり条例施行規則		
設置目的 (所掌事務)	市長の諮問に応じ、良好な景観の形成に関する重要事項等について調査審議する。		
委員任期	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで		
委員数	15人	うち女性人数	5人
委員のうち 公募委員の数	4人	公募委員のうち 女性人数	3人
会議の公開	非公開	公開しない理由	議事運営に支障
議事録の公表	非公表	公表しない理由	議事運営に支障
委員名簿の公表	公表	公表しない理由	—
所管課 (事務局)	都市計画部都市計画課景観係		